

社会保障審議会 介護保険部会(第58回)	資料1
平成28年5月25日	

地域支援事業の推進

地域支援事業の全体像（平成27年4月～）

1. 地域支援事業の推進

資料1

2. 介護予防の推進

資料2

3. 認知症施策の推進

資料3

介護予防・日常生活支援総合事業

○介護予防・生活支援サービス事業

- ・訪問型サービス
（短期集中予防サービスを除く）
- ・通所型サービス
（短期集中予防サービスを除く）
- ・生活支援サービス
- ・介護予防支援事業

- ・訪問型サービス
（短期集中予防サービスのみ）
- ・通所型サービス
（短期集中予防サービスのみ）

○一般介護予防事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センターの運営
- 地域ケア会議の推進
- 生活支援サービスの基盤整備

※包括的支援事業の在宅医療・介護の連携推進は3月25日に実施。

- 認知症施策の推進

任意事業

- 介護給付費適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

地域支援事業

地域支援事業の推進①

現状・課題

1. 地域支援事業

- 地域支援事業は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として、平成18年度に創設された。
- 事業の創設にあたっては、創設以前まで旧老人保健法等の法律に基づく事業や、予算事業として実施されてきた複数の事業を再編し、介護予防事業、包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、任意事業を実施してきた。
- 平成26年には、介護保険法の改正による地域支援事業（包括的支援事業）の充実として、①在宅医療・介護連携の推進、②認知症施策の推進、③地域ケア会議の推進、④生活支援サービスの充実・強化を行うとともに、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取り組む地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行させ、多様化を図っている。
- 介護予防・日常生活支援総合事業は、平成29年4月までを実施の経過措置期間としているが、平成28年1月調査時点で、平成28年4月までに実施と回答した保険者は505となっている。（総保険者数1,579）

2. 地域包括支援センター

- 地域包括支援センターは、介護予防ケアマネジメント、一般介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の実施を通じて、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とするものであり、平成17年の介護保険法改正により創設された。

地域支援事業の推進②

現状・課題

- 平成26年介護保険法改正では、包括的支援事業において、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、地域ケア会議の推進、生活支援サービスの充実・強化を目的とした事業が創設され、地域包括支援センターにおいても、これらの事業と十分に連携し、それぞれの地域の実情にあった地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。
- また、同改正においては、地域包括支援センターの運営に対する評価を適切に行うため、地域包括支援センター設置者による自己評価と市町村による実施状況の定期的な点検等について努力規定が法制化された。
- 委託型センターについては、市町村が運営方針を定めることとされてきたが、平成26年改正時には、厚生労働省令において定めるべき基本的な事項を定めるとともに、市町村は直営型センターについても運営方針を定めるものとした。
- 地域のネットワーク構築、介護支援専門員への支援が十分に行えていないところが多いのではないかと、介護予防関係事業に関する業務が大きくなり、総合相談業務や包括的・継続的ケアマネジメントに十分取り組めていないのではないかと等の課題が指摘されている。
- 地域包括支援センターは、住民の各種相談を幅広く受け付けて、制度横断的な支援を実施する総合相談支援が業務として位置づけられ、被保険者の心身の状況等を把握し、保健医療、公衆衛生、社会福祉等に関する総合的な情報提供を行う等の総合的な支援を行うこととされているが、総合相談に関して職員の力量不足が指摘されている。

※1 センターの8割は業務量が「過大」と認識しており、そのうち7割のセンターが具体的内容として総合相談支援及び介護予防支援をあげている。（複数回答可）また、センターの半数が、職員の力量不足を課題として挙げている。

※2 センターの7割弱がケアプランの作成助言等を通じたケアマネジャーへのケアマネジメントに関する助言を行っている。（平成27年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業」）

地域支援事業の推進③

現状・課題

○ また、介護離職を防止する観点から、働きながら介護に取り組む家族や、今後の仕事と介護の両立に不安や悩みを持つ就業者に対する相談支援の充実強化が、より一層求められている。

○ 市町村による地域包括支援センターの定期的な点検の実施状況については地域差があり、適切な点検・評価の実施が課題となっている。

※ 平成27年度において、地域包括支援センターの評価を行っている自治体は6割にとどまっている。
(平成27年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業」)

3. ケアマネジメントに対する地域包括支援センターの関わり

○ 地域包括支援センターは、総合事業にかかる介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援）を行うとともに、指定介護予防支援事業所として予防給付にかかるケアマネジメント（介護予防支援）を行っている。要支援者が、訪問看護等の予防給付によるサービスを利用する場合には、予防給付にかかるケアマネジメント（介護予防支援）の対象となる。一方、要支援者が総合事業によるサービスのみを利用する場合には、総合事業の介護予防ケアマネジメントの対象となる。

○ また、居宅介護支援事業所は介護給付にかかるケアマネジメント（居宅介護支援）を行っているが、地域包括支援センターは、地域ケア会議の活用などを通じて、包括的・継続的ケアマネジメントの一環として自立支援型ケアマネジメントの支援を行っている。

地域支援事業の推進④

現状・課題

4. 地域ケア会議

- 地域ケア会議は、地域におけるケアマネジメントの適正化の観点から、地域包括支援センター等において、多職種協働による個別事例の検討等を行い、地域のネットワーク構築、ケアマネジメント支援、地域課題の把握等を推進するものであり、平成26年介護保険法改正により介護保険法への規定を行うとともに、地域ケア会議の推進にかかる事業経費については、従来の包括的支援事業（地域包括支援センターの運営費）とは別枠で計上する枠組みとした。
- 医療との連携など関係機関が広範囲にわたり、個々の介護支援専門員によるケアマネジメントでは効果的な支援が実現出来ないケースについては、介護サービス担当者、医療関係者、民生委員などを招集した地域ケア会議の開催等を通じて、介護支援専門員への自立支援型ケアマネジメントにかかるOJTを実施するなど、介護支援専門員への支援・指導をより積極的に行うべきとの指摘がある。

※ 地域ケア会議については、開催回数に地域差があるとともに、地域ケア個別会議の開催状況は、年1回のセンターが15.8%である一方、16回以上のセンターが10.9%となっている。（平成27年度老人保健事業推進費等補助金「地域支援事業の包括的支援事業及び任意事業における効果的な運営に関する調査研究事業」）

5. 任意事業

- 任意事業には、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業などがある。ケアプラン点検は、平成20年度から介護給付等費用適正化事業に位置づけられており、同事業は約6割の市町村が実施している。

地域支援事業の推進⑤

論点

- 地域支援事業は、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業（地域支援センターの運営及び地域包括ケアシステムの構築に向けた充実分）及び任意事業からなるが、介護給付、介護予防給付と相まって、市町村が保険者機能を発揮して効果的・効率的に介護保険事業を実施するためには、どのような仕組みが必要か。
- 介護給付、介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業及び任意事業は、実施体制や財源が異なっているが、介護予防・日常生活支援総合事業と介護給付や包括的支援事業との関係、介護給付と包括的支援事業との関係等、事業間との関係、事業と給付との関係について、全体として適切に実施するためには、どのような仕組みが考えられるか。
- 地域における自助や互助の取組の促進、多様な主体による多様なサービスの確保、介護予防の推進、保険給付の適正化等多様な役割が求められる地域支援事業の取組状況等について、どのような指標によりその進捗を測ることができるか。取組の進捗状況を測るアウトプットや、取り組みの成果を測るアウトカムに関する指標としてどのようなものが考えられるか。
- 地域支援事業を効果的・効率的に実施する観点から、地域包括支援センターや地域ケア会議を有効に活用するためには、どのような方策が考えられるか。
- 地域包括支援センターは、地域支援事業の充実強化に伴いその役割が拡大してきているが、総合相談支援業務等基本的な4つの業務を効果的に実施しつつ、地域の実情に応じて基幹型や機能強化型等の役割を果たすためには、どのような方策が考えられるか。

地域支援事業の推進⑥

論点

- 市町村が個別のケアプランに関する点検、指導等を行う場合、地域ケア会議における個別ケースの検討として行う場合や任意事業の給付適正化事業として行う場合等があるが、保険者として適正なケアマネジメントの実施を支援するために、どのような仕組みが必要か。
- 要介護者に対するケアマネジメントへの地域包括支援センターの関与のあり方についてどう考えるか。また、要支援者に対するケアマネジメント（介護予防支援と介護予防ケアマネジメント）のあり方について、どのように考えるか。